

まちづくり委員会行政視察概要

1 視察月日 令和元年12月19日（木）～12月20日（金）

2 視察先及び視察事項

・岡山市

日時 12月19日（木）

視察事項 （1）オープンカフェ社会実験「オリバープロジェクト」について

（2）平成30年7月豪雨について

・河川関係の被害・復旧状況

・住宅関係の被害・復旧支援

・神戸市

日時 12月20日（金）

視察事項 （3）神戸市耐震改修促進計画について

（4）神戸市地域公共交通網形成計画について

3 視察委員

（委員長）末永直、（副委員長）後藤真左美、（委員）原典之、上原正裕、石川建二、
浜田昌利、平山浩二、雨笠裕治、林敏夫、秋田恵、添田勝

4 視察概要

（1）オープンカフェ社会実験「オリバープロジェクト」について

説明者：岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

街なかにぎわい推進室長

岡山市都市整備局都市・交通部庭園都市推進課

事業推進係長

ア 岡山市の概要

岡山市は、商業・医療など、高次の都市機能が集積しており、中四国の交通のクロスポイントとなっている。また、市内には断層がなく、比較的災害が少ない地域であることに加え、瀬戸内の温暖な気候を現した「晴れの国おかやま」というフレーズのとおり、東京や大阪に比べると日照時間が多く、自然環境の面で恵まれた地域であるといえる。平成30年



10月1日現在で人口は72万1,329人、面積は約789平方キロメートルで、人口は今後減少する見通しであるが、本日時点においては微増しているところである。

岡山駅を中心とした約300ヘクタールの中心市街地においては、南側には郊外型の店舗が多い中で、駅に近接してイオンが立地しており、東側は旧城下町エリア（カルチャーゾーン）と呼ばれており、日本三名園の1つの後樂園や、岡山城、美術館、博物館、市民館等が立地している。

イ 石山公園におけるにぎわい創出の取組

イオンを中心に駅前の集客が増えている中、旧城下町エリア（カルチャーゾーン）の集客は減少傾向にあることから、同エリアのにぎわいの活性化を図るため、後樂園や岡山城に近接する石山公園において、「オリバープロジェクト」として、回遊性の向上等のためのオープンカフェ社会実験を行った。

石山公園は1級河川である旭川に面し、美術館、市民館が立ち並ぶ旧城下町エリアの玄関部に位置し、岡山城が見渡せる景観の良い公園である。石山公園では現在、旭川の管理者である国と連携して「笑顔あふれる中心市街地の創出」を目指し、回遊性向上と魅力づくりに向けた取組として、「水辺の回遊性の向上」のための堤防上の回遊路の整備、水際にアクセスするスロープの整備、周遊ルートをわかりやすく表現した案内看板等の設置及び、「水辺の魅力を活かしたにぎわいの拠点創出」として、石山公園のリニューアル、水辺の見えるオープンカフェの常設等の取組を推進している。

現在までの取組としては、国は水辺の回遊路の整備、市はオープンカフェ社会実験及び公園トイレのネーミングライツ事業、民間団体は旭川でのカヌー体験等を実施してきたところである。

ウ オープンカフェ社会実験

前述の石山公園における取組の1つとして、平成27年度及び平成28年度に、同公園の堤防上でオープンカフェ社会実験を行った。社会実験では、集客性や採算性、今後の常設化を目指す上でのニーズの把握等を行った。社会実験の概要は次のとおりである。

① 平成27年度

営業日：23日間の不定期開催（平日9日、休日14日）

実施形態：キッチンカーによる出店（1～2店舗）

休憩施設：パラソルセット10個程度

営業時間：11時から15時をコアタイムとして営業

業者選定：指名競争入札

② 平成28年度

営業日：9月3日（土）～11月27日（日）原則水曜日定休

（平日42日、休日31日、計73日間常設）

実施形態：被牽引型トレーラーハウス（エアストリーム）常設

定番メニューと月替メニュー

休憩施設：パラソルセット10個程度

営業時間：9月／7時～14時、15時～19時

10・11月／8時～14時、15時～18時

業者選定：公募型プロポーザル

エ オープンカフェ社会実験の結果

来客者数については、単発型で実施した平成27年度は平日1日当たり約27人であったが、常設型とした平成28年度は、約58人で約2.1倍、休日についてはそれぞれ約42人から約158人となり、約3.8倍となった。売上についても、常設型とした平成28年度のほうが高く、平日、休日ともに1日当たり約2～3倍となった。アンケート調査による利用者の属性等については、性別は男性より女性のほうがやや多く、年齢層は30代～40台が5割以上を占め、来場者は一人が最も多く、続いて知人・友人、夫婦等の人数が少ないグループとなった。利用時間帯については大きな偏りがなく、利用者の住まいは約6割が市内在住で、距離に応じて来客者比率が少ないものとなった。

オープンカフェ利用のきっかけは、「たまたま気づいて立ち寄った」が約半数を占め、社会実験を行った石山公園の来訪頻度は、オープンカフェに関わらず日常的に来訪される方が多数を占めるが、約2割程度はオープンカフェ目的のリピーターであった。来訪手段は徒歩・自転車及び公共交通機関の利用が6割以上を占める一方、近隣に駐車スペースが多くない中、約3割を自動車利用者が占めたため、別の施設に寄るついで等で利用したことが推察される。関連して、石山公園と併せて立ち寄りやすい場所や立ち寄る予定の場所としては、近接する後樂園や岡山城のみならず、岡山駅周辺や県庁通りなどが挙げられていることから、多くの人が石山公園だけでなく、周辺施設等を回遊していることが確認できた。

最後に、オープンカフェ全般の満足度等については、岡山城を望める景観の良さから、総じて満足度が高いものとなり、今後オープンカフェを常設して簡単な観光案内等を行うことに対する意向についても、99%が「良い」と回答した。

オ 仮設オープンカフェの取組

オープンカフェ社会実験の結果、常設とすれば集客や売上の向上が見込めることに加え、今後予定される石山公園の再整備までの間、引き続きにぎわいの創出に向

けて後楽園や岡山城を含めた周辺一帯の回遊性の向上を図るため、今年度末から3年間限定の仮設オープンカフェの設置・運営に取り組んでいる。

- ① 事業内容：
 - ・市が募集要領を公表し、オープンカフェ等を運営する事業者の募集・選定を行う
 - ・市は仮設施設（コンテナハウス）を設置し、電気・上下水道の整備を行う
 - ・決定した事業者は、仮設施設の内外装を整備し、カフェ等の運営を行う
- ② 募集期間：令和元年8月6日～令和元年10月21日
- ③ 運営期間：令和2年3月～令和5年3月（3年間）
- ④ 提案条件：
 - ・石山公園内の屋外トイレや周辺の植栽・緑地について、パークマネジメントの視点を持って公園管理に取り組むこと
 - ・事業者はパークマネジメントの導入を目的に設立した石山公園活用検討会に参画し、公園の魅力向上等に努めること等
- ⑤ 業者選定：公募型プロポーザル

公募の結果、アパレル産業の株式会社ストライプインターナショナルと、地域の方で設立したまちづくり会社との合同会社が事業者として決定した。事業者からは、公園空間と堤防上の通路との一体化を図るウッドデッキ設置の提案、ひさしを設けて椅子やテーブルを配置し、ゆっくりとくつろいだ空間を創出すること等の提案があった。

カ 今後の課題等

事業者からの提案等を受け、現在市では、堤防を管理する河川管理者である国と協議を行っている。

通常であれば河川区域を民間事業者が使用することはできないが、平成23年に河川法の準則が改正され、都市・地域再生等利用区域といわれる、いわゆる特区指定を受ければ民間事業者が占用主体となって河川区域を占用でき、占用物についても、通常では認められない営利施設の設置が認められるということで、仮設オープンカフェの開設までに特区指定が受けれるよう、国と調整を行っている。

キ 主な質疑内容等

（委員）社会実験時のキッチンカー及びトレーラーハウスの公園内への設置に係る法規制について

（説明者）社会実験時については、河川法等の関係法令により一時占用として使用が認められていたが、今回実施する仮設オープンカフェは3年間という長期の使用になることから一時占用は認められないため、特区指定を受けて実

施することになる。

(委員) 石山公園の活用に係る国との連携状況について

(説明者) 以前までは、公園の活用等に係る各事業は各機関が個別に行っていたが、国としては石山公園が接する旭川沿いで堤防高が足りていないエリアがあるため治水の面からハード整備を進める一方、市民からは川沿いの桜並木の保存等について要望があったことから、国・市・市民が連携して堤防機能の整備とともに桜並木の保存を進めたという案件があった。このような連携が旭川周辺の色々な場面で重なったこと等もあり、現在、国も前向きに事業を進めているところである。

(委員) 仮設オープンカフェにおけるコンテナハウスの設置費用について

(説明者) コンテナハウス本体は約600万円程度であり、設計費や電気・水道工事費等も含め約1,000万円の予算で事業を実施している。なお、堤防上は国が管理する河川区域となるが、今回行う上下水道工事は、公園内にて行うものである。

(委員) 社会実験場所における旭川の過去の越水状況について

(説明者) 石山公園に面する旭川の堤防部分では越水したことはないが、昨年7月豪雨の際に、上流部分では一部堤防高を超えて越水した。

(委員) ペット連れのオープンカフェ利用の可否について

(説明者) 公園内を区切ってオープンカフェを設置したものではないため、ペット同伴での利用について特に制限は設けていない。

(委員) 仮設オープンカフェにおける公民の役割及び応募団体数等について

(説明者) 原則、市は仮設のコンテナハウスを置くまでが役割であり、そのコンテナの装飾やコンテナ以外の公園の活用は民間事業者が実施するものである。公募には2者が参加し、アパレル産業の株式会社ストライプインターナショナルと、地域の方で設立したまちづくり会社との合同会社が事業者として決定した。同社が使用するロゴをコンテナハウスに用いることなど、一定程度自社の広報も可としている。

(委員) 仮設オープンカフェにおける収益と公園管理費用との関係について

(説明者) 今回の仮設オープンカフェにおいては、収益の一部を公園の維持管理に充てるという制度ではないが、石山公園の再整備に伴い設置を予定している常設型のオープンカフェの際には、民設民営又は公設民営等の手法で、収益を公園の維持管理に充てる仕組みの導入も検討している。今回はカフェ周辺の清掃等を条件に、事業者の公募を行った。

(委員) にぎわいづくりや回遊性の向上のための手段を「オープンカフェ」とした理由について

(説明者) 岡山市内に来られた方の多くは、石山公園に隣接する後樂園や岡山城を訪れるが、その多くは岡山市内を周遊せず、倉敷市等に行ってしまうことが

課題となっている。そのため、岡山城を望める景観をいかしつつ、周辺施設を回遊していただくための休憩施設として、社会実験を踏まえてオープンカフェとしたものである。

(委員) 公園トイレのネーミングライツについて

(説明者) 市としては歳入が確保される一方、企業にとっては公園トイレの清掃管理も行うこととなるが、トイレに希望する名称を付けられることや、企業にとって社会貢献によるブランドイメージの向上につながるものと思われる。なお、市においても、公園を活用したイベント等の際に、ネーミングライツについて広報している。

(委員) オープンカフェにおけるアルコールの提供の有無について

(説明者) 社会実験の際にはアルコールの提供を認めていなかったが、今回の仮設オープンカフェではアルコールの提供も可として公募を実施した。事業者からは、県内で作られているビール及び日本酒の販売に関する提案があった。

(委員) ごみの回収について

(説明者) 周辺のポイ捨て等については、カフェ周辺の落ち葉等の清掃と同様に、事業者が行う予定となっている。

(2) 平成30年7月豪雨について

- ・河川関係の被害・復旧状況等
 - ・住宅関係の被害・復旧支援等
- ※一括して説明を受けた

説明者：岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課河川防災担当課長
岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課計画係長

河川関係の被害・復旧状況等

ア 岡山市の治水の礎

岡山市が位置する岡山平野は、今から6～7,000年前は海水下にあり、その海域は「吉備の穴海(きびのあなうみ)」と呼ばれていた。その後、海水面は低下し、旭川を始めとする岡川三川が運搬してきた土砂により沖積平野が形成され、江戸時代には洪水対策と新田開発の両立を目指して大規模な干潟が干拓された後、明治以降も埋立等が行われ、現在の広大なゼロメートル地帯を有する岡山平野が形成された。

このような地歴を持つ岡山市は、過去度々洪水に見舞われており、特に承応3年(1654年)の大洪水では、流失家屋23,739軒、流死者156人と岡山城下に大きな被害をもたらしたと伝わっている。その後、陽明学者の熊沢蕃山が「川除け(かわよけ)の法」として、洪水時に旭川の本川を上流の田畑に分流させるこ

とで岡山城下の被害を軽減させる策を考案し、それを引き継ぐ形で、岡山藩の津田永忠は旭川の放水路にあたる百間川の築堤、分流部における3つの荒手の整備、河口部での遊水地と水門群の築造を行い、百間川に岡山城下を洪水から守る放水路及び新田開発における基幹的な排水施設の役割を持たせた。

こうした過去からの取組を受け、昭和40年代から国土交通省が旭川放水路事業として、これまで堤防整備、河道掘削、河口水門の増設等を行い、旭川と旭川放水路（百間川）との分流部については、平成29年6月に二の荒手補強工事が完成、同年10月に一の荒手の工事に着手し、本年6月23日に旭川放水路事業が完成した。

このように、岡山市では各種の水害への対策が行われてきたが、海拔ゼロメートル地帯の面積は東京湾や大阪湾周辺の約2倍に達する218平方キロメートルに及んでおり、水害への脆弱な地形条件であることに変わりはないものとなっている。

イ 平成30年7月豪雨の概要

平成30年台風第7号が7月4日に温帯低気圧に変わり、この低気圧による前線の影響により岡山県では記録的な大雨となり、7月6日夜には県内24市町村に対し大雨特別警報が初めて発表され、岡山地方気象台岡山観測所等で48時間降雨量が307ミリになり、観測史上1位を更新した。このことにより、床上浸水2,290棟、床下浸水3,986棟、計6,276棟と岡山市では平成で最大の浸水被害となった。

ウ 外水氾濫

特に被害が大きかったのは東区沼地区であり、県管理の一級河川である砂川の堤防が延長120メートルにわたり決壊した。その結果、7月7日午前1時30分頃で浸水範囲は約750ヘクタール、最大浸水深は約2メートルで、人の背丈を超える深さまで泥水で覆われ、浸水被害は床上、床下合わせて約2,000棟に上った。現在、岡山県では令和5年度までに河川激甚災害対策特別緊急事業及び災害関連事業による事業費約150億円での改良復旧や、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を利用した樹木伐採、河道掘削及び土砂撤去を実施している。なお、決壊した堤防自体の復旧は既に終えている。

市内のもう1か所の破堤箇所は、同様に県管理の一級河川である旭川の上流部であり、約200棟が浸水し、更にその上流部では越水も発生した。

エ 事前防災の必要性

このように、平成30年7月豪雨は岡山市においても甚大な被害をもたらした一方で、昭和40年代から整備を進めていた旭川放水路（百間川）の工事自体が平成30年7月豪雨の約1か月前に完了したことにより、岡山市街地においては浸水被害

が発生しなかった。仮に放水路の整備がなされなかった場合は、岡山市街地の約180ヘクタール及び約3,300戸の浸水被害が発生するおそれがあったが、放水路に洪水を分流することにより旭川の水位を約1.3メートル低下させたことで、洪水を安全に流下させるに至った。

しかし、旭川及び旭川放水路（百間川）では観測史上最高水位を記録した箇所もあるため、今後の気候変動等の影響による豪雨の頻発化及び激甚化を考慮すれば、引き続き河川整備や洪水調整機能の向上による治水安全度の向上が必要となる。

オ 旭川ダム再生事業

このことから、現在、国は旭川ダム再生事業として、旭川の中上流部に位置する旭川ダムの利水容量を減らし、洪水調節容量を2,300万立方メートルから2,900万立方メートルに増やすことで下流域の水位を下げる事業を進めており、市としても県の取組の支援を行っている。

カ 岡山市管理河川の被害

岡山市管理河川においては、護岸の崩壊等の河川災害が6件発生し、被害額は約1,800万円であったが、前述の2河川に比べると比較的軽微なものであった。6件のうち、5件は今年度の出水期前に復旧完了し、残りの1件は今年度内に復旧予定である。

キ 砂川激特事業に関する岡山市の協力について

平成30年7月豪雨を受けて、国、県と担当課レベルの意見交換を年に数回行い、激特事業に関する以下の協力を行うことが確認された。

① 堤防道路の拡幅について

- ・堤防（県管理）の整備に合わせて堤防道路、道路橋を拡幅
- ・拡幅する費用は市が負担

② 用地取得に向けて

- ・市道、用水路境界立会
- ・県からの要請に応じた用地交渉への同行等の支援
- ・土地権利者の情報提供

③ 発生土の処理に関して

- ・河道掘削等により発生する残土の処分地として活用可能な市有地を情報提供するとともに、具体的な残土発生時期が判明すれば市発注工事との工事間流用を検討する

④ 土地開発協議、農振除外手続について

- ・土地開発協議

河川堤防の拡幅に伴い発生する用地取得等の移転候補地が具体化した段階で柔軟に対応する

・農振農用地からの協議除外協議

当該地は農地が多いため、農振除外手続は原則２回の締め切りに関わらず、事業の早期推進に向けて柔軟な対応を行う

ク 水防災意識社会構築に向けた岡山市の主な取組

平成３０年７月豪雨において、岡山市では夜半の浸水被害にもかかわらず、死者・行方不明者はでなかった。これは、発災直後における自助・共助による地域の活動が主な要因と考えられるため、防災意識が高まっている今、次のとおり更なる人命を守る取組を推進している。

① 自主防災組織の結成と活動の活性化

単位町内会の全てにおいて自主防災組織の結成を促進し、結成や訓練に要する経費の助成等を実施

② 避難行動につなげるためのハザードマップの見直し

ハザードマップをより小さな区域に細分化し、更に災害情報や避難行動の考え方等も併せて掲載するものに変更を予定

③ 避難情報の入手方法の確立

避難情報の入手手段の多様化や充実を図るとともに、声掛けによる要配慮者への迅速な情報伝達を行う

④ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定に関する支援

国土交通省の講習会プロジェクトを活用し、避難確保計画作成対象となる市内の約２，０００施設に上る要配慮者利用施設への策定支援の実施

住宅関係の被害・復旧支援等

ア 被害発生状況

平成３０年７月豪雨において、岡山市内では死者・行方不明者の人的な被害はなかったものの、多くの住戸等が被害を受け、罹災証明書の発行件数は７，３７２件となり、区ごとの内訳としては、前述の破堤した砂川及び旭川に隣接する地区の東区、北区が多いものとなった。東区では「半壊」以上の大きな被害が多く、北区は「半壊に至らない」件数が多いが、これは、床下浸水の被害に対して一律に義援金を分配することになったため、それ以降に北区で申請が増え、「半壊に至らない」件数が増えたものである。

イ 住まいに関する支援

平成３０年７月５日（木）に災害救助法が適用され、法適用以降の住まいに関する

る支援状況は次のとおりである。

- ① 市営住宅への一時入居 (平成30年7月10日～) 【市独自支援】
- ② みなし仮設住宅の供与 (平成30年7月17日受付開始) 【災害救助法】
- ③ 住宅の応急修理 (平成30年7月23日受付開始) 【災害救助法】
- ④ 利子補給 (令和元年11月1日受付開始) 【県補助事業】
- ⑤ 転居費用助成 (令和2年1月予定) 【単県事業】

ウ 各支援事業の内容

① 市営住宅への一時入居

市営住宅の目的外使用として、被災された方に一時避難先として市営住宅を提供するもの。市営住宅の空き住戸のうち、避難先として使用できる住戸を選定し、平成30年7月10日に10戸を提供したものの、すぐに10戸が埋まったため、7月17日に追加で20戸を提供した。

実績は19戸の申請に対して入居は14戸で、令和元年12月6日時点では全員退去に至っている。

② みなし仮設住宅の供与

岡山県が民間賃貸住宅を借り上げて被害を受けた方に提供するもので、罹災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方及び二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあること、ライフラインが途絶している等の長期にわたり自らの住居に居住できない方を対象としている。なお、岡山市はみなし仮設住宅の受付業務のみを行っている。

受付期間は平成30年7月17日から平成31年3月29日で、申請27件に対して入居が27件、令和元年12月6日時点で退去が5件であり、現在も22世帯がみなし仮設住宅に入居中である。

なお、原則2年間が入居期限であるが、現在、県と国とで入居期限の延長について協議しており、今後期間が延長となる見込みである。

③ 住宅の応急修理

災害によりそのままでは居住できない住宅について、1世帯あたり58万4,000円を上限とし、屋根・床等の基本部分、浴室の給湯設備等の日常生活に必要な最小限となる部分について、岡山市が直接業者と契約し、応急的な修理を行うものであり、罹災証明書が「大規模半壊」「半壊」の方を対象としている。対象箇所が限定的になっていることや、申請書類が複雑であったため調整等に多くの時間を要したが、今般の台風第19号からは書類の簡素化の見直しを図ったと聞いている。

受付期間は平成30年7月23日から令和元年6月28日までであり、令和元年12月6日時点で、取り下げた分を除いた申請件数694件のうち、工事完了が679件、施工業者が決まらないこと、今後の取り下げ予定等のため、今現在では15件が残っている。

④ 利子補給

被災した住宅を再建するため、新たに建設・購入又は補修する目的で金融機関等から借り入れをした場合、利子の一部を支援するものであり、住宅金融支援機構の災害用融資制度を指標として利率等を定めている。

補助期間は10年間で、遡及適用しており、受付期間は令和元年11月1日から令和2年7月6日としている。

⑤ 転居費用助成

応急仮設住宅の入居期限までに、応急仮設住宅から再建先へ転居した世帯を対象に転居に必要な助成を行うもので、遡及適用となることから、岡山市ではみなし仮設住宅に入居していた27世帯が対象となる。支援内容は、再建先への引っ越しに要する費用として一律10万円、民間賃貸住宅へ入居する際の敷金、礼金等の初期費用として一律20万円を助成するもので、両者の併用が可能であることから、最大30万円の助成となる予定である。

令和2年1月中を受付開始予定としており、現在、本制度に関する議案が岡山県議会に上程中である。

エ 今後の課題

今回の災害を通じて、被災者の方から「支援内容を知らなかった」という話が多くあり、啓発・広報の重要性を特に感じたことから、提供する支援内容をいち早く被災者に伝える体制づくりが必要であると考えている。まずは、いち早く被災者に支援内容をまとめたチラシの配布等を行うことで、必要な情報と連絡先を早期に知らせるとともに、支援内容等は随時更新されるため、被害が長期にわたる際は、倉敷市で行った災害情報かわら版の個別配布のように、ウェブツールだけではなく、多様な媒体での広報が重要になると考えている。また、今まで活用したことのない支援制度もあったため、各種支援制度をどこの部署が担うか、という執行体制の明確化の必要性が改めて認識されることとなった。本年4月1日から政令市は救助実施市となったが、今後も円滑に救助等を行うためには、引き続き県との協力・連携体制を構築していくことが肝要であると感じている。

オ 主な質疑内容等

(委員) 床下浸水への義援金の支給金額について

(説明者) 一律、1万5,000円である。

(委員) ハザードマップの改定予定内容について

(説明者) 現状は4区ごとに作成していたものを、市内を16分割等に細分化し、洪水と土砂災害とを合わせたハザードマップとする予定である。

(委員) 自主防災組織への経費助成等について

(説明者) 避難行動への支援等、役割を明確化することで単位町内会の全てにおいて自主防災組織が結成されるよう取組を進めており、自主防災組織の結成等に対し、避難活動準備助成金を支給している。

(委員) 河川の浚渫について

(説明者) 県管理河川の砂川については、被災後すぐに県が樹木の伐採、土砂撤去及び破堤箇所付近の河道掘削を行ったと聞いている。破堤箇所以外については、今後河道掘削を行う予定であると聞いている。

(委員) 住宅の応急修理における契約方法について

(説明者) 被災者が直接相手方と契約するものではなく、被災者は施工業者を決定し、決定された施工業者との間で、市が災害救助法に基づく応急修理に関する部分だけの契約をするものである。

(委員) 自宅に近い市営住宅への一時入居について

(説明者) 一時入居先に選定した住戸は、一時入居に必要な設備が整っている「空き家」であるため、必ずしも自宅から近い市営住宅への一時入居が実現できるものではなかった。

(委員) 旭川ダムにおける利水容量の縮減に伴う発電容量の確保について

(説明者) 旭川ダムでは利水容量を縮減するが、より上流部に位置する湯原ダムに利水容量を振り替えることで、全体の発電容量を確保するものである。この結果、旭川ダムにおいてより多くの洪水調節容量を確保し、放流機能の増強を行うことで、下流域における洪水調整機能の向上を図るものである。

(委員) 災害救助実施市への移行による住宅支援施策の変更について

(説明者) 住宅施策だけではないが、県下において岡山市だけが先に災害救助に係る資源を活用する等の、災害時の資源活用に偏りがでないよう、資源配分計画に沿ってみなし仮設住宅の提供等も実施することになるため、救助実施市に移行しても大きく内容が変わらないものもある。

(3) 神戸市耐震改修促進計画について

説明者：神戸市建築住宅局建築指導部耐震推進課長

神戸市建築住宅局建築指導部耐震推進課推進担当係長

ア 計画策定の背景・目的

神戸市では、平成18年の耐震改修促進法の改正を踏まえ、平成19年度から平成27年度までの9年間を期間とした第1次神戸市耐震改修促進計画を策定し、耐震化に取り組んできた。その後、今後発生し得る南海トラフ地震等に備えるため、引き続き建築物の耐震化を図るため、前期計画の取組を踏まえ、平成28年度から平成32年度までを期間とする本計画を定めた。

本計画は、神戸市地域防災計画における、「日頃からの備えと災害時の行動について市民・事業者・市がそれぞれの立場から自ら考えて備え、判断し、行動する「自己決定力の向上」」を基本理念とし、命を守る耐震化の促進を図ること等を目的としている。

イ 計画の目標

各建築物の耐震化率の目標は、住宅については平成25年度の91%を令和2年度までに95%とし、多数の者が利用する建築物については、平成26年度の86%を令和2年度までに95%とすることである。

ウ 目標達成に向けた取組

目標達成に向けた取組として、本計画では次の3つの基本方針に沿って施策を推進している。

① 耐震化を促進するための普及・啓発

「地域と取り組む普及・啓発」「関連団体との連携による普及・啓発」「多様な手段による耐震化の普及・啓発」「安心して耐震改修を行うことができる相談体制等の充実」のため、広く市民に広報するための小冊子の作成、耐震改修オープンハウスの実施、学校現場での普及・啓発等の取組を行っている。



② 住宅の耐震化促進のための施策等

「住宅の耐震化を図るための支援策」「地域特性に応じた耐震化の推進」「所有者の状況を踏まえた支援策の実施」「地震等の総合的な安全対策の推進」のため、ニュータウンや密集市街地、山麓地域等の様々な特徴を持った地域ごとの敷地条件、道路状況等の特性を踏まえた施策の推進や、中古住宅流通を契機とした金融機関等への小冊子の配布等の取組を行っている。

③ 多数の者が利用する建築物等の耐震化の推進

「多数の者が利用する建築物の耐震化」「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」「建築物の耐震化に関する指導等」のため、耐震診断・耐震改修の支援、緊急輸送道路沿道建築物を指示対象建築物とした補助事業の実施等により、耐震化促進の取組を行っている。

エ 今後の予定・課題等について

平成28年度から令和7年度までの10か年を計画期間としている兵庫県の耐震化促進計画が、令和2年度でその前期分が終わり、その中間結果と本計画の終了時期が重なることから、県の動向等を注視して次期計画の策定に向けた検討をしていく予定である。

また、国は令和7年度までに「おおむね」の建築物の耐震化の完了を掲げているが、地域差のある神戸市では、全体の耐震化率が90%を超えていても、密集市街地と新耐震基準であるポートアイランド地区とでは耐震化率に差があることなど、国の目標の次期計画への反映方法等についての課題がある。

オ 主な質疑内容等

（委員）耐震化に関する市からの補助金の割合について

（説明者）耐震化に関する補助は県と共に実施しており、県と協議した結果、市民に分かりやすい補助形態の在り方が望ましいとされたため、金額に対する割合の補助ではなく、上限を設けた階段型の補助形態となっている。

（委員）高齢化の進展と耐震化率の関係について

（説明者）高齢者の中には耐震化に関心が薄い方も一定数いるが、今後必要となるのは、その次の世代に向けた耐震化の取組を推進していくことだと考えている。今では、現在高齢の方が現役世代時に買った物件が30年程度経過し、中古物件やリフォーム物件として新たに市場に流通する時期となり、実際に中古住宅への需要が増えてきている。そのため、このような世代の入れ替えのタイミング等を適切に見極め、リノベーションに合わせた耐震化の促進等を進めていく必要があると考えている。耐震化の手段は建て替えだけではないので、色々な選択肢を増やして取組を進めていきたい。

（4）神戸市地域公共交通網形成計画について

説明者：神戸市都市局計画部公共交通課長

神戸市都市局計画部公共交通課公共交通係長

神戸市都市局計画部公共交通課バス支援係長

ア 計画策定の背景

平成25年12月に交通政策基本法が施行され、国・地方公共団体・交通事業者・住民がそれぞれの責任と役割分担の元で日常生活に必要不可欠な交通手段の確保や、まちづくりの観点からの施策の促進など、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、平成26年5月の改正地域公共交通活性化再生法により、地域公共団体が中心となってまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再構築を図ることとされたことが、本計画策定の契機となったものである。

イ 計画の概要

本計画は平成29年3月に策定し、鉄道が基幹、バスが補完の役割を担うことを基本とし、さらに、地域に密着したバスやタクシーによる地域コミュニティ交通の充実を図り、これらにより安全・安心で誰もが利用しやすく快適な交通環境の実現に取り組むものである。

神戸市では、人口減少や高齢化の進行等により通勤・通学の移動が減少し、一部の鉄道やバス・タクシーの利用が減少傾向にある一方で、コミュニティバス新設の要望などがあり、地域の移動手段の確保等が課題となっている。

これらの課題に対応するため、「都市の魅力・活力の向上に資する利便性の高い公共交通の実現」を基本方針とし、次の6つの公共交通施策を進めている。

ウ 各施策の取組内容について

① 都心での「人と公共交通中心の賑わいあるまちづくり」の推進と広域結節機能の向上

三宮駅を中心地として交通結節機能の強化を図るものであり、LRT（次世代型路面電車システム）やBRT（バス高速輸送システム）の社会実験を行い、導入可能性の検討を進めている。また、神戸空港との南北を結ぶ交通網における輸送力増強等の取組を行っている。

② 西北神地域での基幹公共交通の維持

西北神地域は神戸の西、あるいは六甲山の北側のエリアで、神戸市の急速な発展の中でニュータウンとしてまちづくりが進められた地域である。現在は高齢化の進展や通勤・通学者の大幅な減少により、公共交通の利用が減少していることから、日中の時間帯に高齢者向けの企画乗車券の発行による、公共交通の利用促進等の取組を行っている。

③ 地域コミュニティ交通の維持・充実

神戸市においても、「鉄道駅から遠い」「高齢化により自動車の運転が困難」など地域ごとの様々な課題への対応策として、地域の状況に応じたコミュニティ交

通の導入に取り組んでおり、現在運行しているコミュニティ交通は次のとおりである。

・東灘区 住吉台くるくるバス

| | |
|-------|---|
| 地域の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りのＪＲ住吉台駅から２００メートル以上の高低差があり、傾斜地に位置する団地等の住宅街 ・団地までは市バスが運行しているが、団地内にバス路線がない |
| 経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅と山麓部の同地域をつなぐ路線として、平成１７年１月から団地内も運行する小型バス３台で運行開始 |
| 現在の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平日土日祝日 ６時台～２１時台 ・便数 平日４７便、休日４３便 ・運賃 ２１０円（小学生１１０円） ・約７５０人／日の利用 |

・灘区 坂バス

| | |
|-------|---|
| 地域の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・坂が多く南北の道路が狭い ・商店街や駅などへアクセスしにくい |
| 経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅と山麓部の同地域をつなぐ路線として、平成２８年４月から小型バス２台で運行開始 |
| 現在の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平日土日祝日 ７時台～２１時台 ・便数 平日４２便、休日４２便 ・運賃 ２１０円（小学生１１０円） ・約４５０人／日の利用 |

・垂水区塩屋地区 しおかぜ

| | |
|-------|---|
| 地域の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員が狭い丘陵地に位置する住宅街 ・バスが通行できず、駅や商業施設への移動手段がない |
| 経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー車両による定期運行として平成２９年４月から運行開始 |
| 現在の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・平日土曜 ９時台～１９時台 ・便数 １７便 ・運賃 ３００円（小学生２００円） ・約８０人／日の利用 ・積み残しへの対応のため、大型乗用車（キャラバン）にタクシー車両を変更 |

・北区五葉地区 おでかけ号

| | |
|-------|--|
| 地域の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅から住宅地に沿って連続的な坂道が続く ・地域内に路線バスが運行しているが本数が少ない |
| 経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの閑散時間帯のみの予約運行として令和２年１月から本格運行開始 |
| 現在の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行時間 １２：３０～１６：３０（タクシーの閑散時間） ・運行区域 北五葉地区内のみ ・運賃 ４００円（小学生２００円） ・２０人～３０人／月（試験運行期間） ・タクシーの閑散時間に限って予約により運行するため、事業者には赤字は発生しない |

地域コミュニティ交通の運行にあたっては、地域の事例や道路運送法、運行に要

するコストを当該住民に理解してもらった上で進めていくことが重要である。神戸市では、地域コミュニティ交通の検討組織が地域で立ち上がった際は、専門家の派遣やアンケート調査、運行計画の策定、試験運行に係る経費の支援等を行っている。

市街化区域では本格運行に係る経費の支援は行わず、試験運行期間に適切に採算確保を求めるが、市街化調整区域ではコミュニティ交通を支える住民数が少なく、かつ、低密度に分散しているため、運行経費の補助制度を設けている。

地域コミュニティ交通の検討に当たっては、一部の方や特定の方の必要性から実施を踏まえた検討を行うべきではなく、地域自らの主体性、運行コストを踏まえた経営者の視点、乗って支える意識等を、地域が総意として持った上で進めていくことが重要である。

④ 北神地域のバス路線再編

六甲山の北側に位置する北神地域は、鉄道があまり通っていないため、バス路線の再編による利便性の高い公共交通ネットワークの形成に向け、地域の方と連携して施策の推進に取り組んでいる。

⑤ 観光地（六甲・摩耶山及び有馬）での公共交通の利用促進

観光地としての魅力が高い六甲山周辺地域については、県や山上の事業者と連携して、六甲山のランドデザインとして個別の方針を策定した。現在は同方針に基づき、アクセス性の高い公共交通ネットワークを形成するため、六甲山に至るロープウェイやケーブル、六甲山上のバスの利便性の向上等に取り組んでいる。

⑥ 公共交通の利便性向上及び利用促進について

鉄道事業者やバス事業者と連携した交通環境の整備として、12バス事業者と連携したバスマップの作成や、バス停留所におけるベンチや上屋の設置等に取り組んでいる。

エ 進行管理及び推進体制

「神戸市地域公共活性化協議会」において、施策に係る取組状況や実施高架等を関係者と共有するとともに、PDCAサイクルにより進行管理を行っている。

なお、施策の見直しに当たっては、公共交通の乗客数のデータを継続的に収集・分析するなど、人の流れを適切に把握し、ICTを活用した取組等、必要に応じて新しい施策の展開について検討することとしている。

オ 主な質疑内容等

（委員）コミュニティ交通「しおかぜ」の車両の大型化の背景について

（説明者）当初は6人乗りの「アイシス」で運行していたが、利用者が増えたことか

ら積み残しが発生するに至ったため、地域の方や運行している事業者からの意見・要望を踏まえ、市が補助制度を創設して車両の大型化を実施した。

(委員) コミュニティ交通に係る公的支援の内容について

(説明者) 市街地における導入期の支援としては、地域組織の設立後に、専門家の派遣、需要把握のためのアンケート調査費、運行計画策定のための調査費、試験運行に要する費用の赤字補填等があり、本格運行後においては車両の購入費用の支援を行っている。市街化調整区域では、上記に加え、本格運行後の運行経費の75%を上限に赤字補填を行っている。

(委員) バス停のベンチに対する市の補助について

(説明者) 1か所当たり10万円の補助を行っている。

(委員) コミュニティ交通「しおかぜ」の採算性について

(説明者) 本格運行の開始時点では採算が取れていなかったが、運行している事業者は同地区に根差したタクシー事業者であり、コミュニティ交通の運行開始後、事業者に対して「タクシーを利用しよう！」という地域住民の意識の変化等もあったことから本業のタクシー需要が増加したため、トータルで事業者の採算は取れている状況である。

